

十日町市・津南町の労使の皆様へ**お願い**です！

第一四半期労働災害発生状況

～ 墜落・激突災害を防止するために～

十日町労働基準監督署管内の第一四半期に発生した労働災害(災害発生日:R4.4～R4.6)について以下の特徴が認められました。



出典:職場の安全サイト <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/>

主な災害事例(当署管内:R4.4.1～R4.6.末)

発生日	業種	発生状況	原因	関係法規
R4.4	食料品製造業	昇降機点検台(約13m)に昇り昇降機の上部コンベアの確認及び点検作業中、足場を踏み外して 墜落 。 (15時台・事業場規模50人未満・男性・休業見込み2か月)	・墜落制止用器具を使用せず、作業を行ったこと。 ・作業床が狭隘で手すりの外側にのけた状態で作業を行ったこと。	(作業床の設置等) 安衛則第518条第1項
R4.4	建築工事業	枠組み足場設置中、2段目から地上に降りる際、足を滑らせ 墜落 。 (14時台・事業場規模50人未満・男性・休業見込み3か月)	・足場の組立て等作業主任者に足場の使用状況の監視を徹底させていなかった。	(足場の組立て等作業主任者の職務) 安衛則第566条
R4.5	土木工事業	敷き鉄板の位置を微調整するため、車両系建設機械の バケットの爪部分 で敷き鉄板を移動させようとしたところ、周囲にいた被災者の頭部に 激突 したもの。 (15時台・事業場規模50人未満・男性・休業見込み4日未満)	・車両系建設機械の回転半径内に立ち入らせたこと。 ・誘導員を配置していなかったこと。	(接触の防止) 安衛則第158条第1項

製造業の労働災害の発生件数(対前年比) **71.4%増加**

建設業では **墜落・激突災害** (重症化しやすい傾向) が発生

* 労働者死傷病報告(様式第23号)6月末時点に基づく

令和4年度の建設業における労働災害防止について (令和4年度建設工事関係者連絡会議 の開催)

令和4年7月15日(金)サンクロス十日町にて、「令和4年度 建設工事関係者連絡会議」を開催し、管内の公共工事発注機関(国、県、市町)及び建設関係団体として建災防十日町分会が出席しました。

会議では、建設業の労働災害発生状況・施工業者に対する監督指導結果等の情報提供、各発注機関における安全活動等の実施状況・工事現場などにおける安全施工に関する情報共有など、三者で連絡協議いたしました。



労働災害での悲しみをゼロにするために

足場、はしご、脚立からの墜落転落防止対策を確実に講じて下さい。
車両系建設機械を使用する際は、作業計画を定め、安衛則に基づき誘導者を配置するなど必要な安全対策を講じて下さい。
転倒災害のリスクが高いところに注意を促す表示を行うなど転倒災害防止対策を講じて下さい。



十日町労働基準監督署

R4.8作成